平成２５年５月２４日

各 位

会 社 名　四 国 化 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名　代表取締役会長 兼 C. E. O.
山下 矩仁彦
（コード番号 ： ４０９９ 東証 第１部）
問 合 せ 先　取締役専務執行役員 企画･管理担当
富田 俊彦
（TEL. 0877 - 22 - 4111）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 24 日開催の取締役会において、平成 25 年６月 25 日開催の第 93 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

１．変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するものであります。また、その他条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 25 年６月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年６月 25 日

【別紙】

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第１条～第６条　（条文省略）	第１条～第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第 39 条　（条文省略）	第７条～第 38 条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第 39 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（剰余金の配当の基準日） 第 40 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第 40 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
（新設）	②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第 42 条～第 44 条　（条文省略）	第 41 条～第 43 条　（現行どおり）

以　上